

建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法

(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律) 運用ガイド

平成 29 年 9 月 8 日制定

平成 29 年 5 月 20 日にクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）が施行となりました。クリーンウッド法は伐採国で合法に伐採された木材等の流通を促進することで、国際的な問題となっている木材の違法伐採を抑制するための法律です。

住宅等に用いられる建材・住宅設備について、会員がクリーンウッド法を適切に運用することを目的とし、1. 「木材等」の考え方の整理、2. カタログ等への表記の例、3. 合法性の情報提供の例をまとめた運用ガイドを(一社)日本建材・住宅設備産業協会、(一社)リビングアメニティ協会で策定しました。

クリーンウッド法に関する行政からの情報をご覧の上、合法的な木材等の調達を行い、顧客へ合法性に関する情報提供を適切に行ってください。

※このガイドに基づくクリーンウッド法への対応は、各会員の責任での運用となります。

対象となる製品等に関するお問合せ等は、会員各社へ直接お願いいたします。

建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）運用ガイド

<http://www.kensankyo.org/doc/cwlguideline.pdf>

※法令、行政からの情報に変更があった場合は、必要に応じて運用ガイドの改定を行います。

■クリーンウッド法に関する行政からの情報

合法伐採木材等に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4tebiki.pdf>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係る Q&A

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4qa.pdf>

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン

<http://www.meti.go.jp/policy/fiber/keisaisiryu/guideline.pdf>